

平成20年2月1日

受注業者各位

川 崎 市 長

川崎市水道局長

下請契約における代金支払の適正化等について

本市発注工事等につきましては、日ごろから格別のご協力をいただきまして、誠に有り難うございます。

さて、本市から受注した建設工事を施工するにあたり、建設業法（以下「業法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）その他関係法令等の規定はもとより、本市契約規則等の諸規程及び工事請負契約約款等の規定を遵守し、適正な施工の確保に努めるようお願いしているところでありますが、下請業者をめぐる昨今の厳しい経営環境の中で、適正な下請契約の締結等が従来にも増して強く求められています。

つきましては、改めて、下請契約における代金支払の適正化等につきまして、次の事項に十分注意するようお願いいたします。

なお、国においても元請下請関係の適正化のより一層の推進のため、「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」（http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/01/010702_.html）が策定されていますので、こちらをご参考くださるようお願いいたします。

1 市内中小企業の活用

本市から直接建設工事を請け負った建設業者は、その工事の一部を他の建設業者に請け負わせて施工させる（以下「下請」という。）場合には、可能な限り市内中小企業を優先的に使用し、また工事用材料についても市内中小企業から購入するよう努めてください。

なお、暴力団関係業者を下請業者としてはなりません。

2 適正な評価に基づく下請業者の選定

「下請」により工事を施工する場合、その選定にあたっては、その建設工事の施工に関する業法の規定を満たすものであることはもとより、

- ・ 施工能力
- ・ 経営管理能力
- ・ 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況
- ・ 労働福祉の状況

・ 関係企業との取引状況
等を適正・的確に評価し、優良な業者を選定してください。

3 適正な下請契約の締結

「下請」により工事を施工する場合、次の事項を守らなければなりません。
また、工事内容、工期又は工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準じてください。また、下請業者に対しても、同様の指導をしてください。

- (1) 元請・下請は、建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容をもつ契約書を作成し、下請契約を締結すること。
《下請契約は書面で行うこと〔業法第 19 条〕》
- (2) 契約の当事者は対等な立場で十分協議のうえ、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。
- (3) 請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする。また、消費税相当分を計上すること。
- (4) 請負価格の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によること。
- (5) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、請負価格を減じないこと。
(契約内容に変更が生じた場合は、協議のうえ、契約金額の増額及び減額変更を行うこと。)
- (6) 下請契約の締結後、工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを強制的に購入させないこと。

4 代金支払等の適正化

下請業者に対する請負代金の支払時期及び方法等については、次の事項を遵守してください。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準ずるものとしてください。

- (1) 元請業者は、市から出来高部分に対応する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、その日から 1 箇月以内のできる限り短い期間内に、その支払の対象となった工事を施工した下請人に対し、支払を受けた額に相応する下請代金を支払うこと。
- (2) 下請代金の支払は出来る限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。
- (3) 手形期間は 120 日以内で出来る限り短い期間とすること。また、特定建設業者については、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形は交付してはならないこと。

- (4) 前払金の支払を受けたときは、下請業者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。

特に、本市からの前払金は現金でなされているので、前金払制度の趣旨を踏まえ、下請業者に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。

- (5) 建設工事に必要な資材をその建設工事の元請業者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。
- (6) 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、下請工事の施工に関し、再下請業者、労働者等の関係者に対し、請負代金、賃金の不払等不測の損害を与えることのないよう十分指導すること。なお、市から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、業法第 41 条第 2 項及び第 3 項の適用があることを踏まえ、下請契約の関係業者に特に配慮すること。

5 適正な施工体制の確保

(1) 施工体制の把握

業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握しなければなりません。〔業法第 24 条の 7 第 1 項及び第 4 項〕

なお、適正化法において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しに下請契約の請負代金の額を明示した請負契約書を添付して発注者に提出すること及び施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられているので、遵守するよう徹底を図ってください。〔適正化法第 13 条第 1 項〕

(2) 一括下請負の禁止等

一括下請負は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、受注者の労働条件の悪化を招く恐れがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有します。このため、公共工事につきましては、適正化法において、一括下請負が全面的に禁止されています。

また、不必要な重層下請は、種々の弊害を有するので行わないでください。

なお、一括下請負の禁止に違反した場合には、当該下請工事の元請負人だけでなく、下請負人も監督処分の対象となります。

6 元請業者の指導責任

元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請業者において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ下請業者の意見を聴き、元請業者・下請業者との緊密な連絡・協調の体制を整え、建設工事の円滑かつ適正な施工の確保に努めてください。

また、元請業者は、当該工事について総合的管理監督機能を担うとともに、請負契約に基づき、工事の完成についての全ての責任がありますので、当該工事に係るすべての下請業者に対し、関係法令を遵守するよう指導してください。

7 下請工事の検査及び目的物の引き渡し

元請業者は、下請工事が完成した旨の通知を受けたときは、その日から20日以内に、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければなりません。また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに、その下請工事の目的物の引き渡しを受けなければなりません。

問い合わせ先：

川崎市財政局管財部契約課

担当 200-2098、200-2100

川崎市水道局総務部契約課契約係

担当 200-3116